

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)
地域名 (地域内農業集落名)	信濃 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

信濃区には約20haの農用地(耕作田)がある。当区には担い手農家および農業生産法人は不在であり、大部分の農用地(耕作田)は橋本区の(株)田楽に耕作委託している。現在、区内耕作者は2人で約3.8haを耕作、他は約15haを(株)田楽に耕作経営を委託している。農用地の用水確保、保全は区内の耕作者と農地所有者(他集落の入作者含む)で行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当区では新規就農者は今後見込めない状況である。現在の区内耕作者は5年をめどに離農し、(株)田楽へ委託する予定である。したがって当区にある農用地(耕作田)の将来はすべて担い手である(株)田楽に委託する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.89 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針 区内の農用地(耕作田)は1筆30a～40aの面積規模が殆どである。高低差のないところは畦畔を外して1筆50a～70a程度とし、高低差があるところは現状の1筆30a程度とする方向で担い手さんと協議する。水路の傾斜を考えると2筆統合が限界と考えている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 現在、当区では新経営体は見込めない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現在なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦ 区内の用排水路や農道等の保全是まるごと保全活動を継続して行う。
農業用水の引水が困難となっている農用地への新たな水路の敷設について検討する。